

広島県病院事業管理規程第四号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係） 指定職給料表

号給	給料月額
一	七二〇、〇〇〇円
二	七七六、〇〇〇円
三	八三四、〇〇〇円
四	九一二、〇〇〇円

附 則

この規程は、平成二十四年一月一日から施行する。